

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

県民発第27号  
(警務)  
平成28年1月20日  
30年保存(口訓)  
本 部 長

【沿革】平成31年4月3日県民発第94号

【沿革】令和2年3月27日県民発第77号

高知県警察安全相談員運用要領の制定について(通達甲)

警察安全相談員の運用に関し、「高知県警察安全相談員運用要領の制定について(例規)」(平成27年3月5日県民発第66号)を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察安全相談員運用要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

## 高知県警察安全相談員運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、警察安全相談員（以下「相談員」という。）が行う事務等について、「会計年度任用職員運用要領の制定について（通達甲）」（令和2年3月27日警務発第188号。以下「会計年度任用職員運用要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 相談員の責務

相談員は、自らの知識と経験を生かして、警察に寄せられる警察総合相談を誠実に受理し、その内容に応じて相談者の不安を解消するための活動を行うとともに、その活動を通じて地域住民の不安を解消し、安全で平穏な社会の実現に資することを責務とする。

### 第3 任命

相談員は、県民支援相談課長又は署長が推薦した者のうちから、本部長が任命するものとする。

### 第4 勤務時間

相談員の勤務制は、配置先の所属の実情に応じ、個別に県民支援相談課長が決定するものとする。

### 第5 職務

相談員は、配置先の所属長の指揮監督の下に、次の職務を行うものとする。

#### 1 相談の受理・対応

- (1) 受理した事案に事件性が認められるなど警察官又は他係員の対応が必要である場合は、速やかに警察総合相談を担当する係長、主任等に連絡し、部内における引継ぎを迅速に行うこと。
- (2) 受理した事案が軽微で、相談を受けることにより相談者の不安が解消される事案及び自ら対応可能な事案については、自らが受理又は対応し、その結果を相談受理簿により所属長に報告すること。
- (3) 受理した事案が、明らかに他の権限のある行政機関等において取り扱うことが妥当な場合は、相談者の理解を得て、当該行政機関等に事案の概要を伝達して引継ぎを行い、その過程を相談受理簿により所属長に報告すること。

#### 2 相談者支援

警察総合相談を受理又は対応した後においても、必要により当該相談に対する事後の状況の確認、相手方の動向の把握等を行い、被害の未然防止等に

努めること。

### 3 広報啓発活動の実施

警察総合相談電話#9110及び警察相談の日の広報、地域安全情報の提供等の啓発活動を行うこと。

### 4 その他所属長の命ずる事項

## 第6 職務上の遵守事項

相談員は、会計年度任用職員運用要領に定める服務心得のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 相談活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないようにしなければならない。
- 2 不偏不党かつ公平中正に職務を遂行しなければならない。
- 3 警察の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。
- 5 来訪者に対して親切丁寧に対応しなければならない。
- 6 警察総合相談室等の整理整頓をするとともに、相談者の挙動に常に注意を払い、受傷事故の防止に努めなければならない。

## 第7 相談員に対する指揮監督等

- 1 相談員が配置された所属の所属長及び警察総合相談を担当する職員（相談員を除く。）は、相談員を指揮監督するものとする。
- 2 所属長は、相談員に対し、その職務に必要な指導教養を行うものとする。

## 第8 勤務場所

相談員は、原則として、配置された所属の警察総合相談担当係において職務を行うものとする。

## 第9 服務

- 1 相談員は、勤務に際しては端正な私服を着用するものとする。
- 2 相談員は、勤務中は別記第1号様式の警察安全相談員証（以下「相談員証」という。）を携帯し、相談者等から提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 相談員は、勤務中は名札又は相談員証を左胸部分に装着しなければならない。ただし、別の定めにより、氏名等を表示するものを装着している場合は、この限りではない。
- 4 相談員は、相談員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。また、相談員の身分を失ったときは、所属長を経由して本部長に相談員証を返納しなければならない。

- 5 相談員は、相談員証を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅延なく所属長に届け出なければならない。この場合において、当該届出を受理した所属長は、県民支援相談課長を経由して本部長に報告するものとする。

#### 第10 報告等

相談員は、勤務日ごとに別記第2号様式の警察安全相談員勤務日誌を作成し、その都度、所属長に報告しなければならない。

(別記様式省略)